

秋田市告示第114号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、市道路線を次のとおり供用廃止する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

秋田市長 穂 積 志

1 道路の供用廃止の区間

別紙（省略）のとおり

2 供用廃止の期日

令和5年3月31日

3 縦覧期間

令和5年3月31日から同年4月19日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで